

よりよい環境を未来につなぐために

令和4年6月

浄化槽維持管理のしおり

金沢市環境政策課

あなたが、毎日使用されている浄化槽は、微生物の働きによって汚れを処理しているたいへんデリケートなものです。

日頃の浄化槽の保守点検が十分でなければ、河川の汚れや悪臭などの原因となります。

このため、「浄化槽法」では、浄化槽管理者（設置者・使用者）の責任で点検を徹底するよう義務づけています。

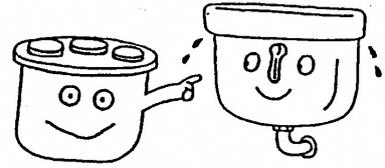
市民の皆様がいつも快適な生活を送ることができるよう、浄化槽の正しい使い方をまもり、日常の点検を怠らず、衛生的な環境づくりのためご協力ください。



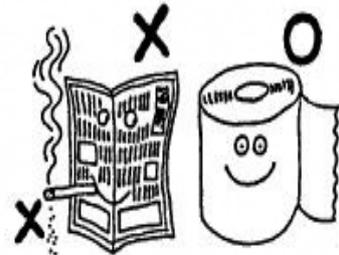
- ・浄化槽についてのお問い合わせは・・・
金沢市環境政策課 TEL 076-220-2508
- ・浄化槽の使用方法や監視検査のため、係員が巡回しておりますので、ご協力ください。

浄化槽の正しい使い方

1. トイレの水はきちんと流してください。
洗浄水は少なくてはいけません。
使用の都度きちんと流すように心がけてください。



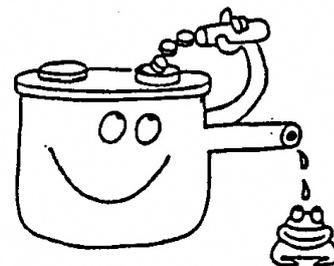
2. トイレトペーパーは水にとけやすいものをお使ください。
生理用品、タバコの吸いがら、布、紙おむつ、
その他の異物は絶対に流さないでください。



3. 便器の掃除はぬるま湯で行い塩酸等の劇薬や
洗浄剤、洗剤等は使わないで下さい。
便器の掃除の際、劇薬や洗浄剤、洗剤等を使いますと、
浄化槽内の大切な微生物が死んでしまうことがあります
ので、十分注意してください。

浄化槽の日常点検

1. マンホールのふたはしっかりとしめてください。
2. 浄化槽の上にもものを置かないでください。
維持管理のための点検ができません。
特に、腐敗型の浄化槽は、自然通気しておりますので
空気の入りをふさがないように注意してください。
3. ばっき型浄化槽の電源は絶対にきらないでください。
ばっき型浄化槽の送風または攪拌用のモーターが回転
していますか？
モーターが停止すると微生物が死んでしまい、
し尿、雑排水の処理ができなくなります。
4. 消毒薬が切れないう注意してください。
消毒薬は定期的に補給し、切れることのないよう
注意してください。



維持管理（保守点検・清掃）は 専門業者に委託しましょう

1. 保守点検（浄化槽法第8条、第10条）

保守点検とは、いつも汚水が適正に分解処理されるように、汚泥（微生物）の管理や槽内の装置・付属機器を点検する仕事です。市に登録した保守点検業者に委託してください。（有料）

なお、登録業者については、環境政策課までお問い合わせください。

合併処理浄化槽

処理方式 浄化槽の種類(人槽)	分離接触ばっ気方式	活性汚泥方式	回転板接触方式
	嫌気ろ床接触ばっ気方式 脱窒ろ床接触ばっ気方式		接触ばっ気方式 散水ろ床方式
処理対象人員が20人以下の浄化槽	4ヶ月に1回以上	—	—
処理対象人員が21人以上50人以下の浄化槽	3ヶ月に1回以上	—	—
	—	1週間に1回以上	—
1 砂ろ過装置、活性炭吸着装置又は凝集槽を有する浄化槽	—	—	1週間に1回以上
2 スクリーン及び流量調整タンク又は流量調整槽を有する浄化槽 (1に掲げるものを除く。)	—	—	2週間に1回以上
3 1及び2に掲げる浄化槽以外の浄化槽	—	—	3ヶ月に1回以上

みなし浄化槽(単独処理浄化槽)

処理方式 浄化槽の種類(人槽)	全ばっ気方式	分離接触ばっ気方式	散水ろ床方式
		分離ばっ気方式 単純ばっ気方式	平面酸化床方式 地下砂ろ過方式
処理対象人員が20人以下の浄化槽	3ヶ月に1回以上	4ヶ月に1回以上	—
処理対象人員が21人以上300人以下の浄化槽	2ヶ月に1回以上	3ヶ月に1回以上	—
処理対象人員が301人以上の浄化槽	1ヶ月に1回以上	2ヶ月に1回以上	—
	—	—	6ヶ月に1回以上

2. 清掃（浄化槽法第9条、第10条）

市の許可業者に委託してください。（有料）

浄化槽の清掃は保守点検に基づいてその時期を決定しますが、年1回は行ってください。

なお、「全ばっ気方式」の浄化槽は、おおむね年2回程度清掃を行うことが必要です。

浄化槽法抜粋

第8条 浄化槽の保守点検は、浄化槽の保守点検の技術上の基準に従って行わなければならない。

第9条 浄化槽の清掃は、浄化槽の清掃の技術上の基準に従って行わなければならない。

第10条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。

注) 浄化槽管理者とは、浄化槽を設置した設置者（家主、事業主）のことをいいます。
(保守点検業者のことではありません。)

水質に関する法定検査

浄化槽管理者は、浄化槽の設置状況および水質に関する検査を受けることが法律で定められています。下記の検査機関へお申し込みください。（有料）

問い合わせ	石川県知事指定	金沢市湊2丁目183番地
申し込み先	検査機関	公益社団法人 石川県浄化槽協会
		TEL (076)225-8819

1. 設置後の検査（浄化槽法第7条）
新たに設置した時は、使用開始後3ヶ月から8ヶ月の間に検査を受けてください。
2. 定期検査（浄化槽法第11条）
毎年1回検査を受けてください。
3. 勧告と罰則（浄化槽法第7条の2、第66条の2）
検査を受けるべき旨の勧告に従わなかったときは、罰則が適用されることがあります。

浄化槽法抜粋

第7条 新たに設置され、又はその構造若しくは規模の変更をされた浄化槽については、環境省令で定める期間内に、環境省令で定めるところにより、浄化槽管理者は、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。

第11条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数）、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。

届 出

◎浄化槽の使用にあたっては、次の届出が義務づけられています。（30日以内）

1. 浄化槽の使用を開始したとき（浄化槽法第10条の2第1項）
2. 浄化槽の技術管理者に変更があったとき（浄化槽法第10条の2第2項）
3. 浄化槽の管理者（使用者）に変更があったとき（浄化槽法第10条の2第3項）
4. 浄化槽の休止に当たって浄化槽を清掃したとき（浄化槽法第11条の2第1項）
5. 浄化槽の休止をやめて使用を再開したとき（浄化槽法第11条の2第2項）
6. 浄化槽を廃止したとき（浄化槽法第11条の3）

廃止の届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、罰則が適用されることがあります。（浄化槽法第68条）

問い合わせ先

金沢市環境政策課（金沢市第二本庁舎）

〒920-8577 金沢市柿木畠1番1号

TEL 076-220-2508 FAX 076-260-7193

E-mail kansei@city.kanazawa.lg.jp

○金沢市ホームページ URL

<http://www4.city.kanazawa.lg.jp/index.html>

○届出書ダウンロード

[金沢市ホームページ](#) > [申請書ダウンロード](#) > [事業者向けの申請書](#) > [産業・ビジネスに関する申請書](#) > [環境](#) > [環境保全に関すること](#) > [申請書ダウンロード](#) > [浄化槽関連](#)